

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令要綱

第一 予算決算及び会計令の一部改正

地方交付税法の改正により地方交付税の率の変更されることに伴い、剰余金の計算方法について所要の見直しを行うこと。（第一条関係）

第二 地方財政法施行令の一部改正

平成三十二年度まで公営競技納付金制度が延長されることに伴い、公営競技納付金の額の算定方法等について、所要の整備を行うこと。（第二条関係）

第三 附則

一 この政令は、平成二十七年四月一日から施行すること。ただし、第二条中地方財政法施行令附則第二条第六項の改正規定、同項を同条第七項とする改正規定、同条第五項の次に一項を加える改正規定及び附則第三条の規定は、平成二十八年四月一日から施行すること。（附則第一条関係）

二 第一条及び第二条の規定による改正後の予算決算及び会計令第十九条第二号及び地方財政法施行令附則第二条第六項の規定の適用について、所要の経過措置を設けること。（附則第二条及び第三条関係）